

福岡地方裁判所委員会（第58回）議事概要

1 開催日時

令和7年1月28日（火）午後2時00分から午後3時45分まで

2 場所

福岡高等・地方・家庭・簡易裁判所合同庁舎1201号会議室

3 出席者

（委員）

片山昭人（委員長）、井下颯、内田敬子、桑原忠志、庄崎秀昭、田代倫子、富張真紀、西村英樹、野田律子、馬場宏明、松熊健、松永一雄、百枝孝泰、（委員長以外の委員は五十音順）

（福岡地方裁判所）

裁判官松葉佐隆之、裁判官林史高、民事首席書記官北原正文、裁判部企画官栗山尚久

（福岡地方裁判所事務局）

事務局長永野秀治、総務課長谷英治、総務課課長補佐神成綾

4 議題

民事裁判のデジタル化（IT化）について

5 議事の概要

(1) 委員長あいさつ

(2) 議題の説明

裁判官において、議題の説明がなされた。

(3) 模擬ウェブ口頭弁論の見学

裁判所職員による模擬ウェブ口頭弁論を見学した。

(4) 意見交換

【発言者の表示 ○：学識経験者委員、◎：法曹委員、■：説明者】

○ 民事裁判のデジタル化（IT化）に伴い裁判所を利用しやすくなることによって、本来は当事者間で解決できる争いも裁判に持ち込むことが多くなる

のではないか。

■ これまで、裁判所利用のハードルが高いことが理由で、裁判手続を執れずに不本意なまま当事者間で紛争を解決していた方たちがいるのではないかと、問題意識を持っている。民事裁判のデジタル化（IT化）が進むことで、多くの方が法に基づいた透明性のある公平な手続で争いを解決できるようになるのではないかと考えるし、裁判手続を利用しやすくすることで、迅速で適正な紛争解決に繋がると思う。

○ オンラインで簡単に申立てができるようになり、裁判が身近になることは良いことだと思うが、手続が簡単になることで、合理的な根拠や証拠が不十分のまま安易に裁判で争うようになるのではないか。

■ 現在オンラインで文書を提出できるのは、紙ベースの訴状により訴え提起した後の手続からであり、双方に代理人として弁護士が付いているため、懸念を示されたような状況にはなっていない。フェーズ3では、そのような状況が起こり得るかもしれないが、訴え提起後に根拠を要することには変わりなく、裁判手続を進めるにあたっては裁判所からの説明も行うので、最終的には大きな問題にはならないと考えている。

これまで裁判による紛争解決ができなかった方たちが、裁判所で適正公平な手続ができる利益の方が大きいと思われる。

■ 民事訴訟法が改正された段階では、根拠が伴わない不当訴訟等が増えるとの懸念が示されていたが、先ほど申し上げたとおり、根拠がない訴え提起については、手続を進めていく中で適正に対応させていただくことによって、落ち着くところに落ち着くのではないかと考えている。

○ 先ほど見学した模擬ウェブ口頭弁論では、ウェブ参加の場所は弁護士の事務所であったが、フェーズ3のウェブ参加では、参加できる場所に制限があるのか。

■ フェーズ3では、訴訟代理人を付けずに訴えを提起する場合は書面かオンラインかを選択でき、訴訟代理人が付いている場合はオンラインでの提起が

義務付けられる。本人がオンラインによる訴え提起をする場合に裁判所がサポートするための仕組みを検討している。口頭弁論において、フェーズ2である現在も、訴訟代理人を付けていない本人が自宅からウェブ参加することは可能である。

○ 本人が自宅からウェブ参加する際、本人が裁判の様子を録画するかもしれない等の不安が残るが、何か対策はあるか。

■ そのような状況への対応については、現在、対策が講じられているところである。基本的には、事前にウェブ会議の注意事項を説明し、了解をいただいた上でウェブ参加していただくことになる。その他の対策としては、例えば、本人確認の際に、本人の周囲を画面に映していただき、録音録画の機材がないか確認する等が考えられる。

◎ 証人がウェブ参加することも可能か。

■ 証人について、フェーズ3ではウェブ参加することも可能となる。

○ 証人がウェブ参加する際も、録音録画等について何か対策を執るのか。

■ 場合によっては、先ほど申し上げたような対策を講じる必要があると考える。

◎ インターネットで提出した書面の送達はどのように行うのか。

■ データを打ち出して紙で送達するものと、オンラインで送達するものどちらもある。被告の意見や送達先にオンライン手続の環境があるかどうかにもよる。具体的な運用については、現在検討中である。

◎ 将来的には、オンラインによる公示送達についても議論されているのか。

■ インターネットによる公示送達について、改正民訴法の下で想定されている。

○ 改正民事訴訟法が全面施行された場合、弁護士にどのような影響があるのか。

◎ 弁護士がどこにいても裁判手続への参加や依頼者への対応がしやすくなるため、弁護士が地方にいる必要が今より少なくなるかもしれない。IT化先

進国である韓国では、かなりの数の弁護士がソウルに集中していると聞く。

弁護士資格のない人が弁護士にしかできない活動をする非弁問題が発生するのはとの懸念もある。また、証拠書類の原本確認の難しさを感じる。

適正な裁判に配慮できる方ばかりではないので懸念している。

デジタルデータの保管にもお金がかかることを考えておく必要もある。

- ◎ 年間千数百人の弁護士が誕生しているが、最近の弁護士登録は関東圏や大阪に集中している。裁判手続がデジタル化（IT化）することで、弁護士の過疎化が進むのではないかと感じる。
- ◎ 裁判の在り方に大きな影響があると思うが、やはり各地域に人がいることはとても大事なことだと考える。
- ◎ 民事裁判の判決については、包括的にデータベース化し、プライバシー保護の対策をした上で、検索を可能にするための検討がなされていると聞く。包括的にデータベース化された判決情報は、AI技術を活用することで、法的判断の傾向やパターンが明らかになることが想定される。弁護士や裁判所は、AI以上のものを提供できるのか、難しい時代に踏み込もうとしている。
- 民事裁判のデジタル化（IT化）について、紙からデジタルデータへ一気に変えることは難しい。3段階を経て実現を目指しているところ、ウェブ会議については、フェーズ3に支障がない程度に利用されていると感じる。e提出については、なかなか利用者が増えていかない状況である。一部の事件だけをe提出にすることは難しいという弁護士の声もある。全面施行になった時に、問題なく皆さんに利用していただけるのか不安もある。システムの開発と併せて、今まで利用していたシステムを利用することも視野に入れ、よりスムーズな施行を目指している。
- 模擬ウェブ口頭弁論をウェブ参加側と法廷側からそれぞれ見学していただいたが、お気づきの点はないか。
- 画面越しに対応する場合と実際に法廷で対応する場合とでは、相手の声の抑揚や表情等の見え方が全然違う。尋問をウェブ会議で行った場合、見え方

の違いが裁判官の心証や審理に影響することもあるのではないか。

- 機器の性能等、インターネット環境が向上しているため、ウェブ会議でタイムラグが発生することもなく、審理もスムーズに進めることができる状況であることから、カメラの角度や倍率等を変えることで、よりリアルに近づけるのではないかと考えている。また、ウェブ会議の利用については、当事者の意見も聴きながら、支障があると判断された場合は、法廷で実施することになる。

これらのことから、ウェブ会議を利用する選択肢が増えることで、適正な審理に大きく支障をきたすことはないと考えている。

- ウェブ会議と法廷とでは、表情等の非言語情報の感じ方が異なることを意識して、実施方法を使い分けるようになると思う。

ウェブ会議による証人尋問が可能になることで、今まで、遠方にいることから証人尋問することが困難だったケースについても、実施可能になる場合が増える。そうなれば、裁判所に集まる情報が多くなるかもしれない。

結局は事案に応じてということになるが、非言語情報が極めて重要な意味を持つケースとそうではないケースを使い分けていくことになると思う。

- 労働委員会でのITの活用状況を紹介させていただく。

不当労働行為の審査を進める過程で、審査計画書を作成するまでに3～5回程程度の調査期日が入ることになるが、被申立人といわれる会社側の本社所在地が関東や関西であるケースが多いため、コロナ渦以降、急速にウェブ会議を活用するようになった。ウェブ参加側の本人確認及び録画録音等の禁止事項については、公益委員が口頭で行うのみであり、ウェブ参加側の周囲を画面で確認する等はしていないため、不安に感じるところはある。審問の手続については、直接対面方式で行っているが、将来的にはIT化が広がるのではないかと思う。

民事裁判のデジタル化（IT化）が3段階で進められているという説明は、かなり参考になった。

本人確認や録音録画の防止策について、先ほどの説明以上に踏み込んだ具体策があれば、御教示いただきたい。

■ 本人確認について、ウェブ会議を利用する前に一旦裁判所に来ていただき、身分証明書等を確認した上で、本番であるウェブ口頭弁論に参加していただくことで、本人である確証が持てるというケースがあると聞いている。

◎ 先ほど法廷で模擬ウェブ口頭弁論を見学した際に、画面とスピーカーが異なる場所にあり、映像と別の方向から音声が出てくることに違和感があった。

■ 設備の位置について、御意見を踏まえて検討する。

◎ 模擬ウェブ口頭弁論を見学した際に、口頭弁論期日の流れを知らない方にとっては、画面上の発言者の立場がわかりにくいのではないかと感じた。

■ より良い手続の運用について、御意見を踏まえて検討する。

(5) 次回テーマについて

裁判所の防災について（仮）

(6) 次回開催日時について

令和7年7月14日（月）午後2時00分から午後4時00分まで